



Title	日本の法学部教育に関する傾向分析：平成二四年度国内四年制大学における法学系教育部門のカリキュラムを元に
Author(s)	林, 智良; 松本, 和洋
Citation	阪大法学. 2016, 66(1), p. 223-281
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79159
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日本の法学部教育に関する傾向分析

——平成二四年度国内四年制大学における法学系教育部門の
カリキュラムを元——

林 智 良
松 本 和 洋

はじめに

第一章 法学部及び学科の設置傾向

第二章 教育関係キーワードの傾向

第三章 開講科目名の傾向

第一節 実用法学

第二節 基礎法学その他

第三節 政治学、国際関係論、その他

おわりに

はじめに

本稿は科学研究費（以下科研費）助成事業基盤研究B（課題番号二三三三〇三三〇三三〇三三〇三三〇三三〇）「学部課程法学教育の社会的機能と指導理念に関する法史的・法理論的総合研究」の一環として、平成二四年度時点における日本の法学部

の現状について、(一) 学部及び学科の設置状況、(二) そこでの教育におけるキーワードの抽出、(三) 開講されていた科目、という三点に限定して、その分類による整理を試み、その大まかなトレンドを追ったものである。元々は平成二五年度での学内の研究会にて、学部教育におけるキーワードの調査に関する単発報告として発表したものであったが、そこから、調査時の法学教育とその傾向の一端を読み取れるのではないかと期待を得て、法学部の教育実践に関する一時点での記録としてまとめたものである。

すでに基礎法学の分野では、法科大学院設置の動きに関連する形で、法哲学研究者による類似の先行研究が存在している⁽¹⁾。本稿はより範囲を広げたために、シラバス分析など教育学的分析についての不十分な面が目立つが、国公立大学及び私立大学が有する学部学科における法学への評価、法学内部での実用法学、基礎法学の各分野における開講科目の傾向などに関する一定のトレンドを読み取ることはできたのではないかと考える。

作業にあたっては、第一章では『全国大学一覽』の平成二四年度版を出発点にした⁽²⁾。これに収録されている(大校内の組織としての)法学部及び諸分野との複合の名称を採っている学部や、「法学科」など法学系の名称を冠する学科を設置している大学を抽出し、学生便覧やパンフレットなど、それぞれの大学での教育目標を知ることができる資料の送付をその各校に依頼した。第二章以降ではこの中で返送を受けた大学の資料を基に、分類表を作成している。国公立大学では対象総数二六校に対して十八校、私立大学では対象総数八五校の内四八校から資料の提供を得ることができた。

以下本稿で示す各種の表では紙幅の関係上、個別の大学名などの記載を省略しているが、これらの情報を含めたより詳細な資料を同基盤研究のウェブサイトに掲載する(以下本稿ではこれをウェブサイト版と呼ぶ)⁽³⁾ので、これらについてはウェブサイト版の参照を願いたい。

第一章 法学部及び学科の設置傾向

法学部及び学科の設置傾向については、まず名称から(一)「法学部」、(二)「法学複合学部」、(三)「他学部統合型」の三種に大別した。(一)の「法学部」とは、大学内組織として文字通りの「法学部」という名称の元に設置されているものであり、学科数に応じて(a)「単独学科構成」(学科名がないものを含む)、(b)「複数学科構成」に分類している。(二)の「法学複合学部」は(一)に準じるが、学部の名称が経済学や人文文学などの関連分野との複合名になっているものである。(三)の「他学部統合型」は、学部名に「法」の文字は冠されていないが、「法学科」など単独で学科が設置されているものを指し、またいわゆる「学際」の様相が見てとれるものもこれに含めている。なお本稿では、これら三種全体を、特に広義の法学部としてことわることなく「法学部」と総称することがある。

国公立大学では、(一)の設置数は一六校であり、(二)の設置数は五校、(三)の設置数は七校であった。これは二〇一五年時点で追加調査した際にも変更はなかった。

私立大学では、(一)の設置数は、(a)は四三校(二〇一五年時点も総数に変化はないが、二校が他学部への統合や学際学的部及び学科への移行によって単独学部及び学科の形式ではなくなり、本分類の枠から外れた一方、新たに二校が法学部を設立している)、(b)は三三校となり(二〇一五年時点では三四校)、合計で七六校(二〇一五年時点では七七校)であった。(二)の設置数は三校(二〇一五年時点で変化はなし)、(三)の設置数は六校であった(二〇一五年時点では五校)。

続いて、それぞれにおける設置学科についての整理に移る。まず次のような表にそれぞれを整理できる。なお、

大学数、学部名称と学科名称以降とでそれぞれ改めて算出している。また、表内で丸括弧で示したものは、その名称を持つ学科の数を指す。

学科名称についてみると、国立大学では「法学科」が比較的多いものに対して、私立大学では「法律学科」の方が多い。また法学部内の学科構成については、複数学科構成で法律学科を設置している私立大学の半数近くが、「政治学科」を別に設けている。他学部統合型では、「経済」「経営」といったチームと「法学」とを結びつけた名称が多く目につく。この点からは、「法と経済学」という科目が一定数開講されていることに示されるように、経済学や経営学といった分野と法学との結びつきが、学科設置に際して一定程度意識されていると推測できる。

他学部統合型に分類した国立大学では、特定の学部というよりも、より学際的な名称を持つものが目立っている。表12と表13からも分かるように、私立大学では併設学科がやはり経済学、経営学に分類されるものがほとんどであるのに対して、国立大学では人文学やより学際的なものをも含めた様々なバリエーションの学科が設置されていることが分かる。

全体として、「法学」が単独の学部及び学科として設置される傾向が強いことが確認できる。その一方で、併設学科に法政策学や国際化をうたった学科を設けている大学も一定程度見ることができる。後述する開講科目名の検討において、公法や私法など法学の各分野で、法政策学のチームが散見されていることと合わせて、法政策学が今後の法学教育の中でどのような地位を占めることになっていくのかという点に興味を持たせる現況である。

次の参考資料1から4は、学部と専門職大学院としての法科大学院の募集定員を表にしたものである。法科大学院については、それぞれの時点で募集停止になっていたものは計算に含んでいない。

大学内の組織としての法科大学院における設置数と募集定員について、その双方が減少傾向にあることが（私立大学ではより顕著に）認められる一方で、同じく大学内の組織としての法学部ないし学科における募集定員については、私立大学の「法学部単独構成」のグループに増減が見られるものの、国公立における大学内の組織としての法学部の設置数には三年の間にそれほど大きな変化は生じていないといえよう。学部改組によって（改組で統合された学科の人数を吸収する形で）募集定員自体が増加したり、法学関係学科と併設学科を改組して単独の学科としたために表での位置が大きく変わったケースも一部にはあるが、稀なケースといえるのではないかと思う。もちろん、今回の整理では対象に含めることができなかった、いわゆる「コース」にまで細分化すれば、また別の見方が出てくる余地は多分に残されている。現時点では、設置学部としての法学部は、法科大学院の増減に大きく左右されているわけではないということが読み取れるだろう。

「法学部は誰を対象に、何を教えるか」といった点は、これまでも法科大学院設置の動きと合わせるなど、折に触れて取り上げられてきた。さらには「法教育」、ごく最近では「主権者教育」など、大学入学以前の教育に変化が現れてきている。法科大学院のこれからと合わせて、学部での法学教育についても、今後改めて問い直される場面が現れるかもしれない。

表 1 法学部単独学科構成（国公立）

学科名称	大学数		名 称
	2012年	2015年	
学科名なし	3	3	
法学科	7	7	
法律学科	2	2	
他分野統合型	1	1	法学・政治学科
その他	1	1	法学課程

表 2 法学部単独学科構成（私立）

学科名称	大学数		名 称		大学数	
	2012年	2015年	2012年	2015年	2012年	2015年
学科名なし	1	1				
法学科	17	16				
法律学科	23	24				
他分野統合型	2	2	法学政治学科	法学政治学科	1	1
			ビジネス法学科	ビジネス法学科	1	1

表 3 法学部複数学科構成（国公立）

学科名称	大学数		併設学科数		併設分野	学科数		併設学科名称
	2012年	2015年	2012年	2015年		2012年	2015年	
法学科	1	1	1	1	社会科学	2	2	国際公共政策学科、 政策科学科
法律学科	1	1	1	1				

表 4 法学部複数学科構成（私立）

学科名称	大学数		学科名称詳細	
	2012年	2015年	2012年	2015年
法学科	4	4		
法律学科	28	29		
学際型	1	1	ビジネス法学科	ビジネス法学科

日本の法学部教育に関する傾向分析

表4 (承前) 法学部複数学科構成 併設学科 (私立)

学科名称	併設 学科数	大学数		併設 分野	学科数		併設学 科分類	学科数		併 設 学科名称
		2012年	2015年		2012年	2015年		2012年	2015年	
法学科	併設数 1	3	3	社会科学	3	3				応用実務法学科、 政治行政学科、 政治学科
	併設数 2	1	1	社会科学 学際型	1 1	1 1				
法律 学科	併設数 1	22	23	総合人 文社会	1	1				観光学科
				社会科学	15	16	法学系	3	3	法政策学科、政 策法学科、国際 関係法学科
							政治学系	12	13	政治学科(9)、国 際政治学科(2)、 地域行政学科、 自治行政学科
			学際型	6	6			ビジネス法学科、 法ビジネス学科、 現代ビジネス法 学科、経営法学 科、企業法学科、 現代社会法学科		
	併設数 2	5	5	社会科学	5	5	法学系	2	2	国際関係法学科
						政治学系	3	3	政治学科(2)、国 際政治学科	
		学際型	4	4			消費情報環境法 学科、地球環境 法学科、国際企 業関係法学科、 総合政策学科			
それ以 上	1	1	学際型	4	4			経営法学科、政 治経済学科、公 共政策学科、新 聞学科		
学際型	併設1	1	1	社会科学	1	1	政治学系	1	1	自治行政学科

表 5 法学複合学部 単独学科構成 (国公立)

学部名	大学数		学科名称	大学数	
	2012年	2015年		2012年	2015年
法政経学部	0	1	法政経学科	0	1

表 6 法学複合学部 単独学科構成 (私立)

学部名	大学数		学科名称	大学数		統合先	大学数		名 称	
	2012年	2015年		2012年	2015年		2012年	2015年	2012年	2015年
法経学部	1	1	他分野 統合型	3	3	経済学	1	1	法経学科	法経学科
経営法学部	1	1				経営学	1	1	経営法学科	経営法学科
現代法学部	1	1				学際型	1	1	現代法学科	現代法学科

表 7 法学複合学部 複数学科構成 (国公立)

学部名	大学数		学科名称	大学数		統合先	大学数		名 称	
	2012年	2015年		2012年	2015年		2012年	2015年	2012年	2015年
法文学部	4	4	法学科	1	0	/		/		
法経学部	1	1	ほか 法学系	1	1					法政策学科
			他分野 統合型	3	3	経済学	1	1	法経学科	法経学科
						学際型	2	2	総合政策学科、 総合社会シス テム学科	総合政策学科、 総合社会シス テム学科

表 7-1 法学複合学部 複数学科構成 併設学科 (国公立)

併設数	大学数		併設分野	学科数		名 称	
	2012年	2015年		2012年	2015年	2012年	2015年
併設数 1	1	1	人文学	1	1	人文学科	人文学科
併設数 2	4	3	人文学	3	3	人文学科、言語 文化学科、国際 言語文化学科	人文学科、言語 文化学科、国際 言語文化学科
			社会科学	1	0	経済学科	
			学際型	4	3	経済情報学科、 人間科学科、総 合政策学科、社 会文化学科	経済情報学科、 人間科学科、社 会文化学科

日本の法学部教育に関する傾向分析

表8 他学部統合型 学部名称 (国公立)

学部名	大学数		名 称	
	2012年	2015年	2012年	2015年
経済学部	1	1		
商学部	1	1		
人文学部	2	2		
学際型	3	3	人間社会学域、人文社会学部、人文社会科学部	人間社会学域、人文社会学部、人文社会科学部

表9 他学部統合型 学部名称 (私立)

学部名称	大学数		備 考
	2012年	2015年	
経済学部	4	4	
政経学部	1	1	
現代社会学部	1	0	

表10 他学部統合型 学科名称 (国公立)

学科名称	大学数		統合先	大学数		名 称						
	2012年	2015年		2012年	2015年	2012年	2015年					
法学科	1	1	経済学	3	3	企業法学科、法学・経済課程、法律経済学科	企業法学科、法学・経済課程、法律経済学科					
法学類	1	1						経営学	1	1	経営法学科	経営法学科
他分野統合型	5	5						学際型	1	1	法経政策学科	法経政策学科

表11 他分野統合型 学科名称 (私立)

学科名称	大学数		統合先	大学数		名 称						
	2012年	2015年		2012年	2015年	2012年	2015年					
法律政策学科	1	0	政治学	1	1	法律政治学科	法律政治学科					
他分野統合型	5	5						経済学	2	2	経済法学科、リーガルエコノミクス学科	経済法学科、リーガルエコノミクス学科
								経営学	2	2	経営法学科(2)	経営法学科(2)

表12 他分野統合型 併設学科（国公立）

併設数	大学数		併設分野	学科数		名称	
	2012年	2015年		2012年	2015年	2012年	2015年
併設数1	2	2	人文学	2	2	文化学科、 人間文化学科	文化学科、 人間文化学科
併設数2	1	1	社会科学	2	2	経済学科、 経営学科	経済学科、 経営学科
併設数3	3	3	人文学	2	2	国際文化課程、 言語文化学科	国際文化課程、 言語文化学科
			社会科学	4	4	経済学科(2)、 商学科、社会学科	経済学科(2)、 商学科、社会学科
			学際型	3	3	社会情報学科、 人間科学課程、 環境科学課程	社会情報学科、 人間科学課程、 環境科学課程
それ以上	1	1	人文学	1	1	人文学類	人文学類
			社会科学	2	2	経済学類、 学校教育学類	経済学類、 学校教育学類
			学際型	2	2	地域創造学類、 国際学類	地域創造学類、 国際学類

表13 他学部統合型 併設学科（私立）

併設 学科数	大学数		併設 分野	学科数		併設学 科分類	学科数		併設学科名称		備考
	2012年	2015年		2012年	2015年		2012年	2015年	2012年	2015年	
併設数 1	2	2	社会科学	1	2	経済学	1	2	経済学科	経済学科(2)	
			学際型	1	0				情報デザイン 学科		
併設数 2	3	2	社会科学	4	2	経済学	4	2	経済学科(3)、 国際経済学科	経済学科(2)	
			学際型	2	2				経営情報学科	経営情報学科	
それ以上	1	1	社会科学	3	2	経済学	1	1	経済学科	経済学科	※一部学科が 学部として独立
						経営学	2	1	商学科、 経営学科	商学科	
			学際型	1	1				健康スポ ーツ経営学科	健康スポ ーツ経営学科	

日本の法学部教育に関する傾向分析

参考資料1 学部ないし学科入学定員（国公立）

	大学数					
	法学部		法学複合学部		他学部統合型	
	2012年	2015年	2012年	2015年	2012年	2015年
定員規模						
0以上—50未満	0	0	0	0	1	1
50以上—100未満	0	0	0	0	2	2
100以上—150未満	1	1	0	0	1	1
150以上—200未満	7	7	0	0	2	2
200以上—250未満	4	4	1	1	1	1
250以上—300未満	2	2	0	0	0	0
300以上—350未満	1	1	1	1	0	0
350以上—400未満	0	0	3	3	0	0
400以上—450未満	1	1	0	0	0	0
合計	16	16	5	5	7	7

参考資料2 法科大学院入学定員（国公立）

	併設大学数							
	法学部		法学複合学部		他学部統合型		大学院のみ設置	
	2012年	2015年	2012年	2015年	2012年	2015年	2012年	2015年
定員規模								
0以上—5未満	0	0	0	0	0	0	0	0
5以上—10未満	0	0	0	0	0	0	0	0
10以上—15未満	0	0	0	0	0	0	0	0
15以上—20未満	0	1	1	1	0	1	1	0
20以上—25未満	2	0	2	0	1	1	0	0
25以上—30未満	0	0	0	0	1	0	0	0
30以上—35未満	0	1	0	0	0	0	0	0
35以上—40未満	1	1	0	0	0	0	1	1
40以上—45未満	0	0	1	1	0	0	0	0
45以上—50未満	1	1	0	0	0	0	0	0
50以上—55未満	0	1	0	0	0	0	1	1
55以上—60未満	0	0	0	0	0	0	0	0
60以上—65未満	1	1	0	0	0	0	0	0
65以上—70未満	0	0	0	0	0	0	0	0
70以上—75未満	1	1	0	0	0	0	0	0
75以上—80未満	0	0	0	0	0	0	0	0
80以上—85未満	4	3	0	0	0	0	0	0
85以上—90未満	1	1	0	0	0	0	0	0
90以上—95未満	0	0	0	0	0	0	0	0
95以上—100未満	0	0	0	0	0	0	0	0
100以上	3	2	0	0	0	0	0	0
合計	14	13	4	2	2	2	3	2

参考資料3 学部ないし学科入学定員（私立）

定員規模	大学数								備考
	法学部単独学科		法学部複数学科		法学複合学部		他学部統合型		
	2012年	2015年	2012年	2015年	2012年	2015年	2012年	2015年	
0以上—50未満	0	0	0	0	0	0	0	0	900人以上の学部定員は、それぞれ900人、1200人、1370人、1700人
50以上—100未満	0	1	0	0	0	0	2	1	
100以上—150未満	5	4	2	2	0	0	3	3	
150以上—200未満	6	9	1	1	1	1	0	0	
200以上—250未満	8	6	2	2	0	0	1	1	
250以上—300未満	4	4	0	1	2	1	0	0	
300以上—350未満	9	9	4	4	0	0	0	0	
350以上—400未満	2	1	3	4	0	0	0	0	
400以上—450未満	1	2	4	3	0	0	0	0	
450以上—500未満	3	2	1	1	0	0	0	0	
500以上—550未満	1	1	3	4	0	0	0	0	
550以上—600未満	0	0	1	0	0	0	0	0	
600以上—650未満	0	0	4	4	0	0	0	0	
650以上—700未満	0	0	2	2	0	0	0	0	
700以上—750未満	2	2	0	0	0	0	0	0	
750以上—800未満	1	1	1	0	0	0	0	0	
800以上—850未満	0	1	0	1	0	0	0	0	
850以上—900未満	0	0	2	2	0	0	0	0	
900以上	1	0	3	3	0	0	0	0	
合 計	43	43	33	34	3	2	6	5	

参考資料4 併設法科大学院入学定員（私立）

定員規模	大学数			
	法学部単独学科		法学部複数学科	
	2012年	2015年	2012年	2015年
0以上—5未満	0	0	0	0
5以上—10未満	0	0	0	0
10以上—15未満	0	0	0	0
15以上—20未満	0	1	0	4
20以上—25未満	1	3	0	4
25以上—30未満	3	0	2	1
30以上—35未満	4	3	5	3
35以上—40未満	1	1	4	1
40以上—45未満	2	1	4	0
45以上—50未満	0	0	1	0
50以上—55未満	3	0	1	1
55以上—60未満	0	0	1	1
60以上—65未満	0	0	0	3
65以上—70未満	0	0	1	0
70以上—75未満	0	0	0	2
75以上—80未満	0	0	0	0
80以上—85未満	0	0	2	0
85以上—90未満	0	0	0	0
90以上—95未満	0	0	1	0
95以上—100未満	0	0	0	0
100以上	4	3	4	2
合 計	18	12	26	22

第二章 教育関係キーワードの傾向

キーワードの分類は、はじめに重要と思われるフレーズを、収集した各大学の資料（学生便覧や学部パンフレット）における教育目標や学部長メッセージといった文章から抽出し、次にそれらのフレーズに含まれる用語に着目して、「法的素養」「リーガルマインド」といったワードのように、「法的」とついたものを「法学系」とし（「専門知識」などもこれに含んだ）、「法的」といった語は付いていないが、「問題解決」といったそれぞれの大学で比較的登場の多かったワードを「その他」として大別した。

「法学系」では、さらに大分類として「リーガルマインド」を別に取り上げたが、「リーガルマインド」という用語の定義には、各大学毎に別の用語（「法的基礎」など）に読み替えていたり、一つの大きなフレーズとして述べられるなど、様々な形式で扱われている。そのため、各大学における「リーガルマインド」に関するフレーズから「分類細目」上の用語をさらに取り上げ、それぞれ別に算出するという方法をとった。また「分類細目」上の用語が、「リーガルマインド」を説明するフレーズに含まれていなかったり、フレーズにおいて「リーガルマインド」と併置されている場合は、表の通りそれぞれを別個に扱った。なお、一つの大学でこれらの用語が様々に組み合わせられて用いられている場合もあるため、それぞれの計測数間に重複があることに注意をいただきたい。

「その他」のうちでは、「思考（力）」、「分析」、「判断（力）」といったもの、「知識」、「教養」、「素養」といったものについて、それぞれを表内ではまとめて計上している。また「国際化」、「国際性」などは「国際化等」として一括りとしたが、「社会」については、「現代社会」、「国際社会」、「地域社会（「地域」のみもこれに含めた）」などのバリエーションも目についたため、「分類細目」において単独の「社会」と共にそれぞれを計上している。

もつとも、各大学から寄贈を受けた資料もそれぞれに特色があり、ある用語等をキーワードと見なして抽出すること、このように表へ整理することにあたっては、多分に作業従事者の主観的判断が強く現れている点に留意を願いたい。

「リーガルマインド」は様々な形でこれまでも取り上げられており、我が国の法学教育において一定の地位を有する用語であるということができる。⁽⁴⁾特に私立大学で広く用いられる傾向にあることが（全体の分母数を考慮しても）表から読み取れるであろう。用語の説明についても、細目の一つのみが示されている場合と、これらの複数が文中で組み合わせられている場合との両方が見られた。⁽⁵⁾国立大学では「リーガルマインド」という語そのものはそれほど広く用いられてはいないようであるが、「法的知識」と「法的素養」といった語が用いられる傾向が比較的多いようである。私立大学では「法的思考」と「法的知識」の語が比較的用いられることが多いように見える。そのほか、「法と経済」に関する語を用いている大学の中には、学部名や学科名に「経済」の語を含まない大学もあった。このことは、「法と経済学」が法学の一分野としての注目度を高めつつあることを示している可能性がある。「その他」の欄では、法学そのものが社会科学に分類されていることから予測できるように、「社会」の語がやはり多数を占めた。そのほかの語については、国立大学では「問題解決」と「思考」「分析」「判断」といった語が多く見受けられた。私立大学では「知識」「教養」「素養」といった語が多いが、その一方で「国際化」「国際性」といった語が多く用いられ、「思考」等に数で勝る形となった。

第三章 開講科目の傾向

整理にあたっては、原則として学部学科における専門科目を対象とした。開講科目の分類については、実用法学

日本の法学部教育に関する傾向分析

	分 類		計		
	大分類	分類細目	国公立	私 立	
法学系	リーガルマインド	法的思考	1	16	
		法的解決（能力）	0	7	
		法的知識	0	1	
		法的素養（基礎）	1	0	
		その他	0	5	
		定義なし	0	6	
	法的思考		1	14	
	法的解決（能力）		2	7	
	法的知識		4	20	
	法的素養（基礎）		5	6	
	その他		1	5	
	法と経済		1	8	
その他	問題解決		6	7	
	思考、分析、判断		6	13	
	論 理		2	8	
	国際化等		4	15	
	社会型	社 会		7	29
		現代社会		7	8
		国際社会		3	4
		地域社会		5	5
	知識、教養、素養等		3	20	
ジェネラリスト		2	2		

と基礎法学の二つに大別した。前者は科研費における「系・分野・分科・細目表」を踏襲しつつ、社会法学に経済法学を併置した。後者は注で示した各文献での分類に従った。⁽⁶⁾政治学についても、上述の科研費の表に従い「政治学」と「国際関係論」に大別した。「新領域法学」には、これらに括り出せないと判断した分野で一定のまとまりを作れると判断したものを含めた。「法学」「法政策学」は上述のどれにも属さないという意味での「その他」として別分類とし、主として学際的傾向を持つが、上述のカテゴリーに含めるには学際的傾向がより強いと判断したのも含めた。また、「入門」「特講」を冠する科目は原則として以下に示す表には含んでいないが、各科目の開講大学等の詳述と合わせて、ウェブサイト版の資料にて確認できるようにする予定である。

表自体の分類は、以下のような原則を設定した上で行った。

大分類については、実用法学の各分野に関してはさしあたり『分冊六法全書』（分冊六法編集委員会、二〇〇九年、全六巻）に沿っている。個別科目の名称については、「類」の語の有無を用いて区別している。例えば「基本的人権」「基本的人権論」「基本的人権学」などの名称で厳密には別個のものとなっているものを、表では「基本的人権類」としてまとめている。

開講形式の分類については、原則として以下のような方針で行った。通年ないし各学期開講のものを「単独」に、「法学A」「法学B」など、アルファベットないしこれに準じるものを科目名に付記して分割開講したもの（以後「細分化」と称する）を「複数」に含めている。なお、「細分化」されているが講義内容の具体的な対象が明示されている場合（例えば「法学B（基本的人権）」については、基本的人権というワードを優先して分類している（この場合は「基本的人権」という名称科目の「単独」欄に入ることになる）。ただし、「細分化」されているが特定の対象を名称に含むものとそうでないものが混在している（例えば「憲法A（基本的人権）」「憲法B（統

治)「憲法C」といった形式での開講である)場合は、「憲法」の「複数」欄に分類している。⁽⁷⁾

第一節 実用法学

(一) 公法学

公法学では、憲法、行政、税・財政、司法制度、教育・文化、その他に分類した。それぞれを整理すると次のような表になる。

「憲法」の大分類においては、国公立大学と私立大学ともに「憲法」という講座を複数形式で開講していることが読み取れる。一方で、私立大学では「統治機構」、「人権」といったキーワードを冠する形でも相当数が開講されており、「統治機構」と「人権」が憲法という科目を設置するにあたって強く意識されていることがわかる。あわせて、「比較憲法」という比較法学的視点に立つ科目を設置する私立大学も一定程度存在していることがわかる。

「行政」の大分類においては、「行政法」という名称の科目開講の傾向は国公立大学と私立大学ともに「憲法」と同じものであり、「関連法分野」としての行政作用法、行政救済法、行政組織法における傾向については、私立大学では行政救済法を名称に冠する科目が設置数でまさっている印象を受ける。「地方自治法」については「地方自治法A」「地方自治法B」といった複数設置形式を取る傾向が少なく見えることが、「憲法」「行政法」とは対照的な点である。

「税・財政」の大分類においては、「税法」ないし「租税法」の名称を持つ「税法類」において、特に私学で単独設置と複数設置が拮抗している。またほとんどの大学がいずれかの名称で税法を開講している。今回の調査では政治学を別領域として扱ったために「学際型」に分類しているが、「財政学」という分野についての関心も、国公立

資 料

大学と私立大学ともに一定の開講重複傾向を示していること（国公立については、複数設置形式の数が「税法類」と同等である）が読み取れるのではないだろうか。それ以外の領域（司法制度、教育・文化）に関しては、私立大学のみで開講されている傾向が強い（ただし、私立大学の総数から見れば多い数ではない）。公法学については、憲法、行政法、税法の三種に主たる関心が割かれているといえよう。

日本の法学部教育に関する傾向分析

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
憲法	憲法	総合型	憲法		単独 複数	1 10	2 19	
			日本国憲法		単独 複数	0 0	9 0	
			国法学		単独 複数	1 0	0 0	
		概論型		3	単独 複数	0 2	4 0	
		総論型		1	単独 複数	0 0	1 0	
		統治機構型		3	単独 複数	3 1	23 3	
		人権型	憲法(人権)		単独 複数	0 1	14 7	
			基本的人権		単独 複数	1 1	4 2	
			その他	13	単独 複数	3 0	8 3	
		関連領域	学際型		4	単独 複数	0 0	3 1
	応用・ 関連科目型			比較憲法類	2	単独 複数	1 0	12 5
	その他型		その他	8	単独 複数	2 0	8 3	
				3	単独 複数	1 0	1 1	
	行政	行政法		行政法		単独 複数	0 12	1 22
				行政法総論		単独 複数	3 0	14 6
				行政法各論		単独 複数	0 0	5 0
概論型				2	単独 複数	0 0	2 1	

	関連領域	関連法分野						
		作用法	行政作用法類	2	単独 複数	1 1	6 1	
		救済法	行政救済法類	2	単独 複数	3 3	16 7	
		組織法	行政組織法		単独 複数	2 0	2 0	
		学際型		3	単独 複数	1 0	2 0	
		応用・ 関連科目型	公務員類		8	単独 複数	1 0	9 4
			争訟・ 補償類		3	単独 複数	1 0	2 1
			組織・ 領域類		3	単独 複数	0 0	5 1
			その他		3	単独 複数	1 1	6 0
		地方自治法		地方自治法類	3	単独 複数	6 0	31 4
	関連領域	法政策型		2	単独 複数	0 0	3 0	
		学際型		4	単独 複数	0 0	5 1	
		応用・ 関連科目型		6	単独 複数	1 0	7 0	
		その他型		1	単独 複数	0 0	2 0	
		税法		税法類	3	単独 複数	10 4	21 24
税・財政	関連領域	法政策型		1	単独 複数	0 0	1 0	
		学際型		7	単独 複数	3 0	3 1	
		応用・関連科 目型		1	単独 複数	0 0	1 0	

日本の法学部教育に関する傾向分析

	財政法		財政法		単独 複数	1 0	1 0	
	関連領域	法政策型		1	単独 複数	0 0	1 1	
		学際型	財政学		単独 複数	2 3	17 13	
		その他型		1	単独 複数	0 0	1 0	
司法制度	裁判法		裁判法類	3	単独 複数	2 0	6 2	
	関連領域	学際型		7	単独 複数	1 0	8 1	
		応用・ 関連科目型		4	単独 複数	3 0	4 1	
	警察・消防		警察法		単独 複数	0 0	1 0	
			その他	3	単独 複数	1 0	2 0	
	関連領域	学際型		3	単独 複数	0 0	3 1	
		応用・ 関連科目型		2	単独 複数	0 0	1 0	
		その他型		1	単独 複数	0 0	0 1	
	教育・ 文化	教育法		教育法類	2	単独 複数	1 0	4 3
		関連領域	法政策型		2	単独 複数	0 0	2 0
学際型				1	単独 複数	0 0	1 0	
応用・関連科 目型				2	単独 複数	0 0	3 0	
その他			5	単独 複数	1 0	3 1		

刑事法学では、刑法、刑事訴訟法、矯正保護、その他の四つに大別している。

私立大学では、「刑法」という科目を複数設置するにあたり、「総論」「各論」という個別の分類を付して設置する傾向が強いといえる。また、「総論」「各論」の合計がほぼ同数となるが、この傾向は「刑事訴訟法」についても維持されている。ここからは、講義内容等について個々の担当者の判断に大きく依存することは当然ながら、学部として「刑事訴訟法」という科目が設置される際には、「総論」「各論」を付される刑法とは異なった視点に立っていると言えるのかもしれない。国公立大学については、「刑法」に対して「総論」「各論」と付記しない形で複数設置形式を採る傾向が強いが、「刑事訴訟法」では単独設置方式が主に見られるという一種の逆転現象を見ることが出来る。

関連領域に目を向けてみると、私立大学では「少年法」への関心が一定の度合で見られることがわかる。また「刑事政策」への関心は国公立を問わず高い傾向を示しているが、「犯罪学」や「被害者（救済）」を扱う科目を独立して設置する傾向は私立大学に強いといえる。

日本の法学部教育に関する傾向分析

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
刑 法			刑法類	2	単独 複数	0 10	1 10	
		概論型		4	単独 複数	0 1	6 1	
		総論型		2	単独 複数	5 2	20 15	
		各論型		2	単独 複数	3 4	17 17	
	関連領域	学際型	刑事学類	3	単独 複数	1 0	3 2	
			その他	2	単独 複数	0 0	2 1	
		応用・ 関連科目型		8	単独 複数	3 0	8 3	
刑事 訴訟法	関連領域		刑事訴訟法類	3	単独 複数	14 3	22 23	
		学際型		1	単独 複数	0 0	1 0	
		応用・ 関連科目型	少年法			単独 複数	2 0	10 3
			その他	4	単独 複数	2 0	3 1	
その他型		1	単独 複数	0 0	1 0			
矯正保護			司法福祉類	3	単独 複数	0 0	4 0	
			矯正保護類	9	単独 複数	1 0	4 1	
その他		法政策型	刑事政策		単独 複数	9 0	24 6	
			被害者関係類	3	単独 複数	0 0	5 0	
			その他	4	単独 複数	1 0	3 1	
		学際型		8	単独 複数	1 0	5 3	
		応用・ 関連科目型	犯罪学			単独 複数	0 0	9 2
			その他	11	単独 複数	0 0	8 0	

(三) 民事法学

民事法学では以下に示す表の通り、民法、商法、民事訴訟、その他に大別した。また民法では、いわゆる日本民法典の五編ののつとつて科目を設置しているものとそうでないもの（科目名に個別対象が付されていないものや、「総則・債権総論」のように、五編別々の編に属するもの同士を一科目にまとめているため、中分類での五編別の分類に馴染まないものも含む）とに分類し、後者をひとまず「五編統合開講」としている。商法領域では、中分類としての商法、会社法、保険法、輸送領域関係、手形法・小切手法に分類した。民事訴訟領域では、民事訴訟法と執行・保全に分類している。

民法については、国公立大学では五編各々の名称を付した科目名で設置する方針の大学とそうでない方針の大学の数に大きな差は見られないといえる。私立大学では、むしろ五編各々の名称を科目名に付した形で個別に設置しており、そのそれぞれについては、「物権法A」「物権法B」といった細分化よりも、「物権法」といった形での単独設置の傾向が強いといえる。

また今回は物権の枠に収めたが、「担保物権」というかたちでの開講形式が国公立を問わず一定の程度で見られることも読み取れる。同じく債権の枠に含めたものに「契約法」と「不法行為法」があるが、「債権各論」という名称を付す場合と並行して、これらを名称に付した科目名が設置される傾向も国公立ともに見られる（分母数が多い分、私立大学にその傾向をより強く感じさせられる）。

親族、相続のいわゆる「家族法」については、「親族」「相続」という五編の名称を付す場合には細分化を採らない傾向が私立大学にある（これらの名称を付して科目を設置している国公立大学は極めて少数となっているが、これは、以下の表で「五編統合開講」に少なからぬ数の大学が含まれているからではないかと推測できる）一方で、

「家族法」という名称で科目が設置される傾向が国公立とともに見られる。民法五編以外に「不動産関係」を別に括り出しているが、こちらでは主に「登記」に注目が置かれる傾向が示された。

商法については、「商法」という名称では細分化による複数設置となっており、また「総則」「商行為」を個別に付す方式を採用する大学と、「総則・商行為」としてこれらをまとめた名称で科目を設置する大学の総数とがほぼ同数になっていることから、科目名に「総則」「商行為」をまとめた形を採用する傾向が強いと見ることができるといえる。

「会社法」になると様相が異なり、細分化による複数設置が「総論」「各論」の名称による設置を大きくリードしている。科目名に含まれる用語としては「企業」のチームが多く、関心を集めていることも読み取ることができるといえる。科目名の欄では「関連領域」として設定した「学際型」に分類した科目が私立大学には多く、会社ないし企業と法学の関わりに注目が集まっていると見ることができよう。

そのほかについては、「保険法」が細分化を採らない形で設置されている傾向が私立大学において強く見られること、「輸送領域関係」については「海商法」が特に私立大学で強く意識されている傾向が見とれること、「手形法・小切手法」については国公立大学が設置に際して細分化を採らず、私立大学もその傾向が一定程度見とれることを挙げておく。⁽⁸⁾

民事訴訟では、「民事訴訟法」の科目設置にあたって、国公立大学でも細分化の有無が拮抗していること、私立大学では細分化の傾向がやや強いことが分かる。ほかに、「紛争処理」のチームも国公立それぞれの中で比較的注目を集めていることが示されている。「執行・保全」については、「民事執行・保全」、「破産法」、「倒産処理」の順に、それぞれのチームが国公立とともに、科目設置にあたって一定程度意識されていること、開講形式では細分化よりも単独で開講している大学の割合が多いことが読みとれる。

資 料

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)
民法	五編統合開講他		民法		単独 複数	0 8	0 11
		その他型	概論類	4	単独 複数	0 2	2 0
			総論類	1	単独 複数	2 0	1 1
	総 則		総則類	2	単独 複数	4 1	20 10
	物 権		物権法類	3	単独 複数	5 1	22 8
			総論類	1	単独 複数	1 0	1 0
		担保物権型	担保物権類	3	単独 複数	3 0	16 0
			債権担保類	3	単独 複数	1 0	3 0
			担保類	2	単独 複数	0 0	5 0
	債 権		債権法類	2	単独 複数	2 1	0 2
		総論型		3	単独 複数	1 2	17 11
		各論型		2	単独 複数	3 2	9 7
			契約法型	契約法類	6	単独 複数	3 0
			応用・関連 科目類	2	単独 複数	0 0	2 0
その他			1	単独 複数	0 0	1 0	
不法行為型			不法行為法類	5	単独 複数	3 0	22 0
		法政策類	1	単独 複数	0 0	1 0	
		応用・関連 科目類	5	単独 複数	0 0	4 0	
その他型			3	単独 複数	1 0	0 0	

日本の法学部教育に関する傾向分析

親 族		親族法		単独 複数	0 0	12 0	
		家族法類	3	単独 複数	4 1	9 7	
		親族・ 相続類	2	単独 複数	2 0	6 3	
	法政策型	3	単独 複数	1 0	3 0		
	学際型	2	単独 複数	1 0	1 0		
相 続		相続法類	2	単独 複数	1 0	13 0	
不動産関係		借地借家法		単独 複数	0 0	3 0	
		登記法類	4	単独 複数	2 0	10 1	
		不動産 関係法類	7	単独 複数	0 0	7 1	
	法政策型	1	単独 複数	0 0	1 0		
	応用・関連科 目型	7	単独 複数	1 0	5 1		
その他	学際型		2	単独 複数	0 0	1 0	
	応用・関連科 目型	財産法類	3	単独 複数	2 0	1 1	
		信託法			単独 複数	1 0	6 1
		その他	5	単独 複数	1 0	4 4	

資 料

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
商 法	商 法		商 法		単独 複数	0 7	0 5	
		概論型		2	単独 複数	0 0	3 0	
		総論型	商法総論・ 総則			単独 複数	0 0	1 0
			総則類	2	単独 複数	1 0	5 0	
			総則・ 商行為類	3	単独 複数	5 0	15 4	
			商行為類	3	単独 複数	5 0	8 1	
	関連領域	学際型		1	単独 複数	0 0	1 0	
		応用・関連科 目型		3	単独 複数	1 0	5 1	
	会社法		会社法類	2	単独 複数	3 7	13 27	
		概論型		4	単独 複数	0 0	3 1	
		総論型		2	単独 複数	0 0	6 0	
		各論型		1	単独 複数	0 0	1 0	
	関連領域	法政策型		1	単独 複数	0 0	1 0	
		学際型		13	単独 複数	0 0	8 4	
		応用・ 関連科目型	企業類	8	単独 複数	1 0	11 1	
			ビジネス類	3	単独 複数	0 0	2 1	
			その他	12	単独 複数	1 0	10 2	
		その他型		12	単独 複数	1 0	13 1	
	保険法		保険法		単独 複数	5 0	24 3	
	関連領域	学際型		2	単独 複数	3 0	0 0	
		その他型		3	単独 複数	0 0	4 0	

日本の法学部教育に関する傾向分析

	輸送領域関係		海商類	3	単独 複数	1 0	12 3		
			他領域	3	単独 複数	1 0	2 0		
			その他	1	単独 複数	0 0	1 0		
	関連領域	法政策型			2	単独 複数	0 0	3 1	
				学際型	1	単独 複数	0 0	1 0	
				その他	1	単独 複数	0 0	1 0	
	手形法・小切手法	手形法・小切手法類			3	単独 複数	6 0	15 8	
			関連領域	応用・関連科目型		1	単独 複数	0 0	1 0
	民事訴訟	民事訴訟法		民事訴訟法類	2	単独 複数	9 7	19 27	
			概論型	1	単独 複数	0 0	1 0		
関連領域		学際型			2	単独 複数	0 0	2 0	
			応用・関連科目型	紛争処理類	7	単独 複数	3 0	7 0	
				民事救済類	2	単独 複数	1 0	1 0	
		その他	5	単独 複数	1 0	5 0			
執行・保全			民事執行・保全類	3	単独 複数	7 0	23 6		
			破産法類	5	単独 複数	5 0	18 6		
			倒産処理類	5	単独 複数	2 1	12 3		
関連領域		学際型			1	単独 複数	0 0	1 0	
	その他		1	単独 複数	1 0	0 0			
その他	学際型			7	単独 複数	0 0	3 0		

(四) 社会法学・経済法学

社会法学では、「労働法」「社会保険」「衛生・保険」「環境保全」に四別し、経済法学では「経済法」「知的財産法」「証券等」「消費者保護」「農林水産」に四別している。

社会法学については、まず「労働法」という名称で科目が設置される点が国公立に共通している。以下のいわゆる労働三法系（労働基準法、労働組合法、労働関係調整法）に関連する名称の科目と比べてみると、それぞれの内容が、「労働法」という名称での細分化へ一定程度吸収されていることが推測できる。そのほか、「社会保障法」について、表では「類」としているものの、科目数からもわかるように名称のバリエーションは二通りのみであり、「社会保障法」の名称を科目に付けている大学が多い。関連領域として「高齢者保護」「社会福祉」をそれぞれ類として置いた。そこでは（その用語がカバーする範囲の広さに連動するものと推測するが）「社会福祉」に関するタームを付す科目を設置する傾向が私立大学に認められる。そのほかのものについては、「環境法」と題した科目を設置する傾向が国公立大学に比べて私立大学に強い傾向にあることをここでは挙げておく。

経済法学については、「経済法」という科目を設置する傾向が国公立ともに強い傾向にあると分かる。また、「経済刑法」については、全体としては少数ながら別個の科目として設けている大学があることが分かる。「知的財産法」についての関心は国公立ともに高く、それぞれでの単独設置と複数設置の合計は寄贈を受けた大学のそれとほぼ同数である。「著作権法」「特許法」の設置は少なく見えるものの、実質的な内容は「知的財産法」を名称に冠する科目に吸収されていると見るべきであろう。

証券法の領域においては、個別立法法である「金融商品取引法」と、講学的分類である「有価証券法」への関心が一定程度見られることが、これらを設置している大学数（特に私立大学で）から読みとることができる。「消費者

保護」への関心については、「消費者法」「消費者保護法」という科目を設けている大学には、国公立では一部の旧帝大も含まれており、私立大学でも相当数が科目を設けている。学際型の科目数も他の分野と比べて多い傾向にある。

資 料

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
社会法学	労働法		労働法		単独 複数	12 1	15 18	
		関連法分野	労働基準法		単独 複数	0 0	4 0	
			組合類	2	単独 複数	3 0	3 0	
			労働関係類	12	単独 複数	4 0	10 4	
	関連領域	法政策型			3	単独 複数	1 0	1 1
		学際型			6	単独 複数	0 0	6 1
		応用・ 関連科目型			4	単独 複数	0 0	4 0
		その他型			1	単独 複数	0 0	1 0
	社会保険		社会保障法 類	2	単独 複数	12 2	28 11	
	関連領域	法政策型			3	単独 複数	0 0	4 0
		学際型			1	単独 複数	0 0	2 0
		応用・ 関連科目型	高齢者福祉 類	3	単独 複数	0 0	2 1	
			社会福祉類	12	単独 複数	0 0	10 3	
		その他	3	単独 複数	2 1	7 3		
	衛生・保険		医事法		単独 複数	1 0	2 4	
	関連領域	法政策型			1	単独 複数	0 0	1 0
		学際型			4	単独 複数	0 0	4 1
		応用・ 関連科目型			2	単独 複数	1 0	1 0

日本の法学部教育に関する傾向分析

	環境保全		環境法		単独 複数	2 0	18 12
	関連領域	法政策型		2	単独 複数	0 0	2 0
		学際型		2	単独 複数	0 0	6 0
		応用・ 関連科目型		1	単独 複数	0 0	1 0
		その他		1	単独 複数	0 0	1 0
経済法学	経済法		経済法		単独 複数	13 1	21 16
			経済刑法		単独 複数	1 0	6 0
			独占禁止法類	3	単独 複数	2 0	5 1
			その他	3	単独 複数	0 0	3 0
	関連領域	学際型		4	単独 複数	1 0	5 1
		応用・ 関連科目型		2	単独 複数	1 0	1 0
	知的財産権		知的財産法類	2	単独 複数	14 2	22 20
			著作権法		単独 複数	0 0	2 1
			特許法		単独 複数	0 0	3 0
			商業法・ 意匠法		単独 複数	0 0	1 0
			概論型	2	単独 複数	0 0	2 0
	関連領域	法政策型		2	単独 複数	0 0	1 0
		学際型		2	単独 複数	0 0	2 0

	その他型		4	単独 複数	1 0	3 0
証券等	金融商品 取引法			単独 複数	4 0	15 3
		有価証券法		単独 複数	1 0	14 2
	その他	7	単独 複数	4 0	9 6	
関連領域	法政策型		2	単独 複数	1 0	2 1
	学際型		2	単独 複数	0 0	4 0
	その他型		1	単独 複数	0 0	1 0
消費者保護		消費者法類	2	単独 複数	5 0	22 5
関連領域	法政策型		3	単独 複数	0 0	2 0
	学際型		11	単独 複数	1 0	9 0
	応用・関連科 目型		5	単独 複数	0 0	5 0
	その他型		3	単独 複数	0 0	5 0
農林水産		農業法		単独 複数	0 0	2 0
関連領域	法政策型		1	単独 複数	0 0	2 0

(五) 国際法学

国際法学では、まず「国際法」の名称を持つ科目を先に括り出し、次に「国際私法」等の科目を「関連法科目」として、それぞれで公法、刑事法、民法法といった分類を行っている。

国際法学については、「国際法」という名称で科目設置される傾向が国公立とともに強いことがまず確認できる。「概論」「総論」「各論」などの名称を付した科目を持つ大学もある程度は見受けられるが、科目として個別に立てるといふ傾向はそれほど強くないといえるだろう。

「公法型」に分類した三種では、「人権」のタームと結びついた科目を設置している大学が多い（特に私立大学において顕著である）。「民事法型」では、「国際私法類」と「商法類」への関心が高いことが分かる。「取引」「通商」「金融」の三種のタームを「商法類」としてまとめているが、この内では「国際取引法」への人気が特に高い。「国際私法類」でも「国際私法」という名称の科目を設置している大学が国公立とともに非常に多く、名称としての高い通用性が「国際私法」という言葉に与えられていると言えるだろう。

「国際」という言葉と社会法学及び経済法学との結びつきでは、「経済法型」が「社会法型」に比して若干ながら多い傾向にある。個別の名称では、「社会法型」では「国際環境法」が、「経済法型」では「国際経済法」という名称で科目を設置している大学が多い傾向にあった（「社会法型」、「経済法型」との関連科目名称、それらを設置している大学の詳細についてはウェブサイトを参照）。

資 料

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
国際法			国際法		単独 複数	5 10	11 19	
		概論型		2	単独 複数	1 0	2 1	
		総論型		2	単独 複数	1 0	4 6	
		各論型		2	単独 複数	1 0	1 3	
関連法科目	公法型		国際公法		単独 複数	1 0	0 1	
		人権類		2	単独 複数	4 0	24 1	
		税法類		2	単独 複数	1 0	2 1	
	刑事法型			1	単独 複数	1 0	2 0	
	民事法型		国際私法類		2	単独 複数	11 1	16 21
		債権類		1	単独 複数	1 0	0 0	
		親族類		1	単独 複数	0 0	2 0	
		商法類		3	単独 複数	8 0	14 10	
		訴訟手続類		4	単独 複数	0 0	6 2	
		その他		1	単独 複数	0 0	1 0	
		社会法型			2	単独 複数	2 0	13 1
	経済法型			3	単独 複数	9 0	17 6	
	その他型		国際組織類		3	単独 複数	4 0	9 4
		その他		2	単独 複数	0 0	6 1	
	関連領域	学際型			10	単独 複数	1 0	9 2
		応用・ 関連科目型			10	単独 複数	0 0	8 2

第二節 基礎法学その他

(一) 法哲学

以下では、法哲学、法史学、法社会学、法と経済学、比較法学、新領域法学を扱う。基礎法学的な科目として「法思想史」があるが、これも法哲学にひとまず含めて表を作成している。

表では、「法理学」も「法哲学」と併置する扱いをとった。科目名に幾つかのバリエーションが認められるものの、実用法学と比較するとそれぞれの細分傾向はそれほど大きくないように思われる。実質的には「法哲学」なし「法理学」という科目名称で、該当する欄の大学を包含していることになる。

表では示していないが、科目に対して「法哲学」という名称を付すか、あるいは「法理学」という名称を付すかについては国公立大学でも分かれていることが確認できた。これに対して、「法哲学類」と「法理学類」の大学数でも示される通り、私立大学では「法哲学」という名称で科目を設置する傾向がかなり強いとすることができる。

「法思想史」に関しては、基本的に西洋、日本の違いをそれほど意識しない傾向が見られる。比較法学が英米法、大陸法といった各地域を指向する形に分類が可能であることはもちろんだが、法史学でも日本法、西洋法（ローマ法がこれに加わる）、東洋法と、地域を軸として分化していることと比べると、単体としてのまとまりを保持している印象を受ける。

資 料

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)
法哲学・ 法理学			法哲学類	3	単独 複数	8 0	21 19
			法理学類	3	単独 複数	8 0	1 1
	法思想史		法思想史		単独 複数	5 0	9 6
			その他	2	単独 複数	0 0	2 0
		西洋型		2	単独 複数	0 0	1 1
		日本型		1	単独 複数	0 0	0 1
	関連領域	学際型		4	単独 複数	0 0	2 1

(二) 法史学

表の通り、法史学は日本法、西洋法、東洋法に大きく分類され、西洋法ではローマ法が別個に独立して扱われている。こうした分類を付さない「法制史」や「法史学」という名称で科目を設置している大学は、「日本法制史」、「西洋法制史」、「東洋法制史」といった名称で科目を設置している大学と比べると、相対的に少ない傾向にあるといえよう。「法制史」という名称についても、「法制史」と「法史」という違いを若干ながら確認することができる。このほか、小分類で「法制史型」とした欄の開講形式と大学数を見ると、複数開講の形式を採っているかという観点からは、私立大学では「単独」と「複数」欄での大学数の差が小さいのに対して、国公立大学では「単独」が「複数」に対して多数であることが、一つの傾向としてみることができよう。

資 料

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
法制史・ 法史学			法制史		単独 複数	2 2	4 3	
			法史学類	2	単独 複数	1 1	1 3	
		学際型		1	単独 複数	0 1	1 0	
		日本法	法制史型	日本法制史		単独 複数	7 1	11 9
	日本法史				単独 複数	2 0	2 3	
	その他			3	単独 複数	5 0	3 5	
	法史学型			1	単独 複数	0 0	1 1	
	その他型			6	単独 複数	0 0	3 1	
	西洋法	法制史型	西洋法制史		単独 複数	8 1	12 8	
			西洋法史類	2	単独 複数	1 1	1 3	
		法史学型		1	単独 複数	0 0	1 1	
		その他型		6	単独 複数	0 0	3 1	
		個別型	ドイツ法制史		単独 複数	0 0	0 1	
			イギリス法 制史		単独 複数	0 0	0 1	
				ローマ法		単独 複数	3 1	3 6
		東洋法	法制史型	東洋法制史		単独 複数	3 0	3 4
	東洋法史				単独 複数	1 0	1 1	
	その他			1	単独 複数	0 0	1 0	
	法史学型			1	単独 複数	0 0	0 1	
個別型	中国法類		2	単独 複数	4 0	1 0		
	アジア法類		2	単独 複数	0 0	1 0		
	その他		1	単独 複数	0 0	1 0		

日本の法学部教育に関する傾向分析

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
法社会学			法社会学		単独 複数	11 0	17 19	
			その他	1	単独 複数	0 0	1 0	
		概論型		2	単独 複数	1 0	0 1	
	関連領域	学際型			4	単独 複数	1 0	6 2
		応用・関連科目型	応用科目類		2	単独 複数	2 0	0 0
			歴史類		4	単独 複数	0 0	2 2

(三) 法社会学

法社会学もまた、法哲学と近い形の表となった。「法社会学」という名称で科目を設置している大学が、国公立問わず、集計した大学の半数以上を占めていることから、「法社会学」という名称が、ほぼ固定的に国公立を問わず採用されることがうかがえる。また、私立大学では「学際型」への関心もそれなりの程度になっていることが読み取れる。個別科目への分化バリエーションが少ない分、「法社会学」という分野とその名称の有する、いわば広範囲の包摂力といったものが印象付けられようか。

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)
法と経済学			法と経済学		単独	1	5
					複数	1	0
		概論型		1	単独	0	0
					複数	1	0
関連領域		法政策型		3	単独	0	2
					複数	0	0
		学際型		7	単独	1	6
					複数	0	1

(四) 法と経済学

まだ比較的新しい領域であり、確認できた大学の数も限られているために、表として整理すると、総数としては小さい印象を与える。一方で、旧帝大の一部では「法と経済学」あるいは「法経」というタームを付した科目を設けており、調査に含めることができなかった大学とも合わせた際には、この数字はより大きく変動する余地が残されている。その意味で、データとしては少量であることを十分留意しなければならないが、「学際型」としてこの領域に含みうる科目を一定数みることができた点を挙げたい。

(五) 比較法学、新領域法学

英米法、大陸法といった領域の区別をつけない形での科目名では、「外国法」という名称が「比較法」に比べて若干ながら多い傾向が見られる。また「概論」「総論」「各論」といった分化が実用法学と比べて少ない傾向にあることも見ることができると。

「英米法」では、イギリス、アメリカのどちらかに着目した形の名称を持つ科目よりも、「英米法」という名称で両者をまとめた形での科目設置を行う傾向が、国公私立ともに見てとれる。「大陸法」では、科目数の面では「EU」「ヨーロッパ」のタームを冠したものが多く、一方で、設置大学数の面からはフランス、ドイツに関心が向けられている傾向が見てとれる。「アジア」については、特定の国を示さない「アジア法類」という類と、中国法を対象にした「中国類」に国公私立ともに関心が向けられていることがわかる。その他では、ロシアについて一部の大学で科目が設けられていることが確認できた点を挙げておきたい。

新領域法学には、これまでの分類とは異なる系統として捉え得る「情報学」と「生命倫理」をあてた。これまでの分類から外れてしまいそうなものを取り上げたために検討対象としてのデータが不足している点は否めない。

それでも、「情報法」という科目は、設置している大学こそ他の分野と比較して規模が小さい印象は受けるものの、私立大学では単独開講と複数設置開講の総数が一〇を数え、「学際型」に分類した科目数も合計すると一〇近くなる点からは、今後の設置大学数も増加する見込みがあるう。

資 料

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
比較法学	総合	比較法型	比較法類	2	単独 複数	3 1	4 5	
			その他	4	単独 複数	1 0	3 1	
		外国法型	外国法		単独 複数	4 0	4 11	
			概論類	2	単独 複数	1 0	0 1	
			その他	2	単独 複数	0 0	2 0	
		英米法		英米法		単独 複数	6 0	8 11
				その他関連	6	単独 複数	1 0	5 2
			個別型	イギリス類	3	単独 複数	0 0	3 1
				アメリカ類	5	単独 複数	1 0	1 5
	大陸法		EU・ヨーロッパ法類	7	単独 複数	4 0	7 4	
			個別型	フランス類	3	単独 複数	4 0	10 3
		ドイツ類		4	単独 複数	5 0	11 5	
		イタリア類		1	単独 複数	0 0	1 0	
		スペイン類		1	単独 複数	0 0	1 0	
		アジア		アジア法類	5	単独 複数	2 0	3 5
個別型	中国類		5	単独 複数	4 0	6 4		
	韓国類		1	単独 複数	0 0	1 0		

日本の法学部教育に関する傾向分析

ロシア			3	単独 複数	3 0	0 1
その他地域		イスラム	2	単独 複数	1 0	0 2
		豪州	1	単独 複数	1 0	0 0
		カナダ	1	単独 複数	1 0	0 0
		中南米	2	単独 複数	1 0	2 1

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
新領域法学	情報学		情報法		単独 複数	3 0	9 3	
			その他	5	単独 複数	0 0	3 1	
	関連領域	法政策型			1	単独 複数	0 0	1 0
			学際型	インターネット類	3	単独 複数	1 0	5 0
		情報		4	単独 複数	1 0	5 3	
		IT		2	単独 複数	1 0	1 0	
	生命倫理		生命倫理法		単独 複数	0 0	1 0	
	関連領域	学際型			3	単独 複数	0 0	2 1
	その他				1	単独 複数	0 0	1 0

第三節 政治学、国際関係論、その他

(一) 政治学

政治学では、大分類として「政治学」「地方自治」「関連領域」の三つに大別し、次に中分類として、「政治学一般」「行政学」「政治過程」「政策」「外交」「政治史」「哲学・政治思想」「その他」を置いた。

まず中分類の「政治学一般」から扱うものとする。科目名称のタイプとしては「政治学」「政治学原論」「政治原論」の三つに分けることができ、国立大学では「政治学」の科目名を取っている大学が多い一方で、私立大学では「政治学原論」の科目名を採っている場合が若干ながら多い傾向を示している。また「概論」「基礎」などの名称を持つ「概論型」も、国立大学それぞれに一定数の設置が見られる。ほか科目名称として比較的多いものとして、「政治経済」「政治理論」「政治制度」といったチームが用いられた科目が一定数設置されていることが示された。「行政学類」では、国立大学を問わずほぼすべての大学で「行政学」の名称で科目設置がなされている。なお、国立大学では単独設置が複数設置に比べて多い一方、私立大学では双方の数は拮抗している。

「政治過程論類」では、私立大学の全てが「政治過程論」という名称で科目を設置している。このほか、「政治過程」の中分類に含めたものとして、「選挙」「政党」「政治参加」のチームを持つ科目があり、さらに個別のものを対象とした科目を設置している大学が一定数存在している。中分類の「政策」では、「公共政策型」と「政策論型」に分類しているが、両者の科目数はほぼ同等である。なお、「公共政策型」では「公共政策」という科目名と「公共政策論」、「政策論型」の中では「政策過程論」、「政策評価論」という科目名で講座を設置している大学が比較的多数であった。

「外交」に関しては、「外交史」や「日本外交史」及びこれに準じた名称の科目を設置している大学が比較的多い

傾向を示した。「政治史」に関しては、名称に「政治史」と「国際政治史」を付している大学について、双方を重複して開講している大学はなく、ほぼ同数の大学がいずれかの名称で開講しているという結果となった。また、個別対象としての「日本」「西洋」に着目した科目での比較も、近い傾向を示している。

「哲学・政治思想」では、「政治思想」のチームを持つ科目が設置数で多数を占めた。「政治思想史」に関しては、科目名としての「政治思想史」を設置している大学が「政治思想史類」の全てである（科目数の欄では二つの科目があることを示したが、設置している大学は重複していた）。「日本」「西洋」のチームと結びついた科目の設置傾向も国公私立で似た形を示しており、先の「政治史」と同じ傾向となった。このほか、「日本政治」ないしこれに近いチームを持つ科目も多く見られた。

「地方自治」に関しては、「地方行政」として分類しているものの中に、「地方自治論」とこれに類似した名称を持つ科目を設置する傾向が、私立大学に多く見られた。関連するものとして、「地域」「都市」といったチームを含む科目も、相当数設置されていた。

資 料

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
政治学	政治学一般		政治学		单独 複数	8 1	6 13	
			政治学原論		单独 複数	3 0	10 11	
			政治原論		单独 複数	1 0	0 0	
		概論型	4	单独 複数	4 0	6 4		
		各論型	1	单独 複数	0 1	0 0		
	関連領域	学際型			5	单独 複数	2 0	5 3
			応用・ 関連科目型	政治経済類	5	单独 複数	3 1	5 3
				政治理論類	8	单独 複数	5 0	3 5
				政治制度類	4	单独 複数	3 0	2 1
				その他	15	单独 複数	7 1	6 3
	行政学		行政学類	3	单独 複数	14 2	20 21	
	関連領域	応用・ 関連科目型		8	单独 複数	2 0	7 2	
	政治過程		政治過程論類	3	单独 複数	10 0	13 6	
	関連領域	応用・ 関連科目型	選挙・政党・ 政治参加類	9	单独 複数	2 0	5 0	
	政 策	公共政策型	公共政策類	4	单独 複数	6 0	8 6	
学際類			2	单独 複数	0 0	2 0		
応用・ 関連科目類			5	单独 複数	2 0	2 1		

日本の法学部教育に関する傾向分析

	政策論型		8	単独 複数	1 0	13 3
外 交	外交史型	外交史類	3	単独 複数	5 0	5 5
		日本外交史類	3	単独 複数	6 1	5 3
		西洋外交史類	2	単独 複数	1 0	0 1
		その他	2	単独 複数	0 0	1 0
	外交政策型	外交政策類	3	単独 複数	2 0	3 0
		日本外交類	2	単独 複数	1 0	2 1
	その他型		4	単独 複数	1 0	3 0
政治史		政治史		単独 複数	3 0	5 6
		国際政治史類	2	単独 複数	4 0	6 5
	個別型	日本類	3	単独 複数	4 1	11 8
		西洋類	5	単独 複数	7 2	9 8
哲学・ 政治思想	政治思想型	政治思想類	10	単独 複数	1 1	6 1
		哲学類	3	単独 複数	1 0	1 3
	政治思想史型	政治思想史類	2	単独 複数	2 3	13 8
		日本類	3	単独 複数	4 0	5 4
		西洋類	2	単独 複数	2 1	5 3

資 料

	その他	日本関係型	日本政治類	5	単独 複数	1 1	8 3
			学際類	10	単独 複数	0 0	6 3
		西洋関係型		3	単独 複数	1 0	2 3
地方自治	自治体		自治体類	4	単独 複数	3 0	4 1
		地方行政	地方自治論		単独 複数	2 0	9 7
	その他		5	単独 複数	5 0	11 6	
	まちづくり・ 地域振興	地域類	12	単独 複数	4 0	9 2	
		都市類	8	単独 複数	3 0	9 4	
関連領域	学際型 応用・関連科 目型			6	単独 複数	0 0	5 0
		メディア類	8	単独 複数	3 0	5 1	
		データ分析類	4	単独 複数	2 0	2 0	
		その他	15	単独 複数	4 0	11 3	

(一) 国際関係論

ここでは、大分類として「国際関係論」「比較政治」「関連領域」の三つに大別した。大分類の「国際関係論」では、さらに中分類として「国際関係論」と「国際政治」を置く一方で、大分類の「比較政治」では中分類としての「比較政治」と「地域研究」を置いた。

科目名称としての「国際関係論」は、国公立とともに相当数の大学が設置しており、私立大学では単独と複数設置の数も拮抗している。このほか、「国際機構」、「国際協力」、「国際連合」、「安全保障」といったタームを冠する科目を置く傾向が、特に私立大学において見られた。このうち、「安全保障」については必ずしも国家間の関係を示しているわけではない点に留意が必要である。

「国際政治」の中分類では、科目名として「国際政治」を置く大学も国公立ともに一定数が確認できる一方で、私立大学では「国際政治学」という科目名で設置している大学が多い傾向が見てとれた。「比較政治」の中分類では、科目名を「比較政治」としている大学と「比較政治学」としている大学とで分かれつつも、両者の大学数が拮抗しているのに対して対照的とも言える。

「地域研究」では、同一大学での重複もあるため、大学数としては大きな傾向を示しているわけではないが、日本との関係に着眼した形の名称を持つ科目を一定数認めることができた。このほか、各地域の研究では、「西洋型」とした中では「アメリカ」に関するものが、科目数と大学数ともに多く見られるという傾向を示した。これに続くものとして「EU」「ヨーロッパ」といったタームを持つものが続いた。

「アジア型」とした分類では、特定の国を指さない「アジア」と、「中国」に関するものが科目数（私立大学では設置大学数も含めて）でほぼ同数となった。このほか、「東アジア」のタームを持つものも多く見られた。その

他の地域では、科目数の点ではそれぞれ近い数字を示す一方で、「中東」をおく私立大学が若干多く確認できた。

日本の法学部教育に関する傾向分析

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)	
国際関係論	国際関係論		国際関係論		単独 複数	6 1	10 12	
			国際機構類	3	単独 複数	2 0	8 1	
			国際協力類	7	単独 複数	0 0	9 0	
			国際連合類	4	単独 複数	1 0	3 0	
			安全保障類	12	単独 複数	3 0	7 2	
			その他	2	単独 複数	0 0	6 1	
	国際政治		国際政治		単独 複数	4 3	4 1	
			国際政治学		単独 複数	1 0	9 14	
			その他	12	単独 複数	4 0	7 3	
	比較政治	比較政治		比較政治		単独 複数	3 3	4 1
				比較政治学		単独 複数	4 1	5 5
				その他	4	単独 複数	1 0	6 2
地域研究			一般類	3	単独 複数	1 0	3 4	
			対日関係類	8	単独 複数	0 0	5 1	
		西洋型	アメリカ類	12	単独 複数	4 0	8 6	
			フランス類	1	単独 複数	1 0	0 0	
			ドイツ類	2	単独 複数	0 0	1 0	

資 料

		EU・ヨーロッパ類	7	単独 複数	1 0	4 5
		他ヨーロッパ 個別国家類	2	単独 複数	0 0	1 0
	アジア型	アジア一般類	12	単独 複数	5 1	6 5
		中国類	11	単独 複数	2 0	5 4
		朝鮮半島類	6	単独 複数	2 0	2 2
		東アジア類	7	単独 複数	3 0	2 3
		東南アジア類	3	単独 複数	0 0	3 3
		アジアその他	1	単独 複数	0 0	1 0
	その他地域型	ロシア類	6	単独 複数	0 0	3 2
		中東類	7	単独 複数	0 1	6 2
		アフリカ類	5	単独 複数	2 0	2 2
		中南米類	4	単独 複数	1 0	3 1
		その他	1	単独 複数	0 0	2 0
関連領域	学際型		4	単独 複数	1 0	2 1
	その他型		4	単独 複数	0 0	6 0

(三) その他

次に、「その他」の項に移る。ここでは、大分類として「法学」「法政策学」「その他」の三つを置いている。

「法学」という名称の科目を設置する傾向は、国公立大学との比較で私立大学に強く見られる。また、今回掲載した表には含まれていないが、「日本国憲法」のチームを含んでいるものも確認された。

「法政策学」については、単独で科目として設置されているものは国公立にも多くはない。もともと、上掲した実用法学の各分野の表で「法政策学」と分類しているものもあり、総数としてはそれほど小さなものではないといえる。今後「法政策学」という一般的科目と、個別分野に限定したものも含めての開講科目とが、大学でどのような展開を取ることになるのかについては推測の域を出ないが、こうした実用法学の各分野を中心に増加していくことになるのかもしれない。

最後に「学際型」として、これまで挙げてきた各分野に必ずしもあてはまらないと判断したものを、それぞれの「類」としてまとめた。それぞれについて個別に強い傾向を示しているものは少ない（設置大学数の点から見ると、「スポーツ法学」「法情報学」「ジェンダー法学」が私立大学において一定数見られる）。その中でもさらに「その他」という細目を設けているが、学際的な展開に際して法学が有するフレキシブル性とその科目数や設置大学数から読み取れるかもしれない。

資 料

大分類	中分類	小分類	名称(類)	科目数	形式	大学数(国公立)	大学数(私立)
法学		法学习型	法学		単独 複数	0 0	8 5
			その他	4	単独 複数	2 0	5 0
		法律学习型	法律学類	3	単独 複数	1 0	1 1
		関連領域	その他型		4	単独 複数	0 1
法政策学	関連領域		法政策学類	5	単独 複数	2 0	4 1
		学際型		3	単独 複数	0 0	3 0
		その他型		1	単独 複数	1 0	0 0
その他		学際型	法文化類	4	単独 複数	1 0	2 1
			法と言語類	2	単独 複数	0 0	1 1
			法曹類	4	単独 複数	1 0	3 0
			法実務類	4	単独 複数	1 0	3 1
			スポーツ法類	6	単独 複数	0 0	7 0
			法情報学類	9	単独 複数	6 1	10 2
			ジェンダー 法学類	8	単独 複数	0 0	10 8
			福祉論類	7	単独 複数	1 0	3 2
			メディア類	2	単独 複数	0 0	3 0
			NPO類	3	単独 複数	0 0	4 0
			平和・基地 問題類	3	単独 複数	1 0	1 0
			その他	17	単独 複数	3 1	12 3

おわりに

以上が、(一) 学部及び学科の設置状況、(二) そこでの教育におけるキーワードの抽出、(三) 開講されていた科目の三点に着目した我が国の四年制大学法学部のデータ概要と、それに対するコメントである。もとより、平成二四年度のデータのみによった資料であり、時系列変化の追跡は望むべくもない。また、法学教育における教養教育、外国語教育、コミュニケーション・文書起案力教育等の現況も重要な課題であるが、データの絶対量が多いため、本資料では専門科目名に集計・検討対象を限定することとなった。

伝統的に、多くの大学において法学と政治学が同一の学部・学科において専門科目として開講されている。そのうちの法学諸科目については、伝統的な制定法解釈学と、その思考法を相対化しようとする立法学・法政策学系の諸科目との拮抗を認めることができた。また、同じく伝統的な基礎法学諸科目に加えて、「法と経済学」を冠する科目も総計七校を認めることができ、単なる流行を越える定着を認め得た。細分化し、それぞれに専門領域を確立しようとする制定法とそれに対する解釈学、さらにそれを様々な方向から相対的にとらえる教育アプローチとの併存を読み取ることは許されるだろうか。

本資料の共著者二名は、それぞれ古代ローマ法、中世ローマ法・ライングランド法をフィールドとしている。そのような視座から行う作業の限界から、科目名の分類軸をたてる等にあたり、予想外の誤りを犯しているかも知れない。読者各位のご海容を乞うとともに、ご教示をお願いする。最後に共著者の分担について記しておきたい。データの集計整理は松本が担当した。そのうえで会合を重ね、林がもとの素材につきコメントして両者で議論を重ねた。そこで、「はじめに」から第三章までを松本の、「おわりに」を林の分担箇所とひとまずするが、全体として相互の

担当部分につき討論を重ねた旨を記しておきたい。本稿の内容に興味を抱かれた読者には、是非ウェブサイト版の閲覧を願う。⁽⁹⁾

(1) 北村隆憲「法科大学院及び法学部における法哲学関連科目に関する実態調査の概要」、日本法哲学会編『法哲学と法学教育——ロースクール時代の中で——』（有斐閣、二〇〇七年）、一八一—三二頁。

(2) 『二四年度 全国大学一覽』（文教協会、二〇一二年）、なお、第一章では二〇一五年に出版された上掲書の平成二七年度版を追加調査に用いた。

(3) 同基盤研究のホームページは <http://www.law.osaka-u.ac.jp/home/ivridocs/> の入力、あるいは大阪大学法学部ホームページの「共同研究プロジェクト」欄の「学部課程法学教育の法史的・法理論的研究」のリンクを選択することにより閲覧できる。

※ウェブサイト版は、林智良・松本和洋「資料詳細版」日本の法学部教育に関する傾向分析 — 平成二四年度国内四年制大学における法学系教育機関のカリキュラムを元に」という著者名・タイトルにて、ウェブ上で公開する。設置場所は、上述した本科研費基盤研究のホームページのほか、大阪大学の学術情報リポジトリである、O U K A (Osaka University Knowledge Archive) (<http://ir.library.osaka-u.ac.jp/dspace/>) にも収録予定であるので、必要に応じ検索・閲覧されたい。

(4) 現在では少し古い一覽となつてしまつてゐるが、『法学教室』第一七五号、一九九五年、三〇—三二頁が参考になる。

(5) 竜寄喜助「リーガル・マインドそして日本の歩み」、『法学教室』第一七五号、一九九五年、二三—二五頁は、「リーガル・マインドの導入期」として穂積重遠、末弘厳太郎によるリーガルマインドへの言及や、加藤一郎によるケース・メソッド論とリーガルマインドとの関係について触れている。

また、各大学での「リーガルマインド」の説明として比較的詳細なものには、例えば「……バランス感覚のある判断力を持つて総合的かつ論理的に思考した上で、法的解決方法として現状では最もよいとする自分の考えを説得力をもって表現できる能力……これが、いわゆる法的思考能力（リーガル・マインド）で」とあるといったものがある（福岡大学法学部「平

- 成二四年度学修ガイド」三頁、法学部長・畠田公明「学部教育の理念と目標」より抜粋。
- (6) 五十嵐清『法学入門(第四版)』(悠々社、二〇一五年)、一七五―一七九頁。田中成明『法学入門』(有斐閣、二〇〇五年)、二〇九―二一四頁。
- (7) 詳細はウエブサイト版を参照。
- (8) 「海商法」の開講にあたっては、「保険」、「航空法」をも科目名称に含めた開講形式を採る大学も見られた。詳細はウエブサイト版を参照。
- (9) 本稿は科学研究費助成事業基盤研究B(課題番号二三三三〇三三二)「学部課程法学教育の社会的機能と指導理念に関する法史的・法理論的総合研究」による成果の一部である。その旨を記して謝意を明らかにしたい。